「更新のためのポイント表」改定第7版

(1) 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構および同各委員会または日本臨床発達心理士会および同会支部(**)が 主催する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加、または日本臨床発達心理士会全国大会への参 加の場合(講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者・実践研究発表者を含む)

3 時間の資格更新研修会

1ポイント

3 時間未満 1.5 時間まで

0.5 ポイント

(2) 資格認定委員会が認める他の研修会等への参加の場合(講師・ワークショップ担当者・司会者・指定討論者を 含む)

6 時間の資格更新研修会

1 ポイント

3 時間の資格更新研修会

0.5 ポイント

3 時間未満 1.5 時間まで

0.2 ポイント

(3) 臨床発達心理士のための指定科目取得講習会に講師として参加した場合

3時間の講習会を1人で担当した場合

3 時間未満 1.5 時間までを 1 人で担当した場合 1 ポイント

なお、(3) での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1) に振替えることができる。

(4) 臨床発達心理士認定運営機構が認める関連学会 (***) 等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を 行った、またはシンポジウム等に話題提供者として参加した場合

単独発表または連名発表の筆頭者

2 ポイント

筆頭者以外の発表者

1ポイント

大会委員会企画シンポジウム・関連学会関連企画シンポジウムでの話題提供者 1ポイント

0.5 ポイント

会員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブルでの話題提供者 (5) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合

①臨床発達心理学に関する学術誌への発表

単独または共著の筆頭者

5ポイント

共著の筆頭者以外の発表者

3ポイント

②大学・研究所等の紀要・報告書への発表

単独または共著の筆頭者

共著の筆頭者以外の発表者

1ポイント

(6) 臨床発達心理学に関する著書の出版をした場合

5ポイント

共著(分担執筆も含む)

2 ポイント

(7) 臨床発達心理士申請(予定を含む)者に対するスーパービジョンを行った場合(合計3ポイントを上限とす る)

90 時間

3ポイント

90 時間未満 60 時間まで

2 ポイント

60 時間未満 30 時間まで

1ポイント

「更新のためのポイント表」改定第7版は、2022年5月21日に改訂し、2022年度以降の実績について適用す

^(**)各支部主催の研修会には、主催支部以外の会員も参加可能

^(***) 臨床発達心理士認定運営機構が認める関連学会(2022 年 5 月現在)は、日本発達心理学会、日本教育心理学 会、日本コミュニケーション障害学会